

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 3 号
件 名	矢代田駅周辺地区土地区画整理事業の進展について
要 旨	<p>標件について令和4年9月議会で秋葉区選出議員から一般質問がありましたが、現地は今も田んぼが埋め立てられた状態で数年間放置され、背丈の高い雑草が伸び放題のようです。この事業に関して、なぜか4件の訴訟が新潟地方裁判所に提訴されています。この事業について、担当課に情報公開請求をして700枚ほどの文書を調べてみました。その結果分かったことは、現実には数年間何の事業の進展もなく、今のところその解決策も見いだせず事業が滞っているようです。一番困っているのは土地区画整理組合で、このことは事業の許認可をした行政の新潟市にも責任があって担当課も困っているようです。</p> <p>そして同年12月議会で標題のとおり陳情しましたが、結果は不採択でした。議会事務局への不採択理由の照会に対して、議長からの回答文書では、当該組合と秋葉区建設課は、既に何度も協議を重ね、当該組合は解散に向けた動きがある一方で、大規模開発への移行については区役所が大きく関わっており、あえて議会として何らかの動きを取る必要はないものと考えたとの意見があり、採決の結果不採択になったと記載されています。</p> <p>しかし、私が情報公開請求で文書を調べても、さらに担当課に聞いてみても、現状での表向きは不採択理由のとおりに見えても、現実には、裁判所には当該組合及び関係した業者が互いに原告と被告のような関係の訴訟が4件提訴されており、当該組合の解散も大規模開発への移行も全く見通しもないことで、前記のとおり今のところは何の解決策も見いだせず事業が滞っている状況と思われます。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	令和5年6月21日 環境建設常任委員会
受 理	令和5年6月8日 第191号

陳情第13号

	<p>つまり、現状をよく調べてみれば分かるように、正しい不採択理由ではありません。それで、次の令和5年2月議会に前記のような内容で陳情しましたが、委員会に付託されず議会運営委員会で門前払いとなり、審議もされていません。今年は4月に選挙が行われ新たな議員の皆さんによる第1回目の6月議会に際し、門前払いにすることなく正しく陳情審査が行われることを強く求めます。</p> <p>ついては、改めて議会も行政共々この滞っている土地区画整理事業の最善の解決策、最良の方策を見いだす努力をされることを求め陳情いたします。</p>
--	--